

島田市総合計画審議会条例

平成20年3月28日

島田市条例第5号

(設置)

第1条 島田市は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定に基づき、島田市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 島田市総合計画の策定等に関する条例（平成25年島田市条例第42号。以下「総合計画条例」という。）第2条第1号に規定する基本構想の策定又は変更に関する事。
- (2) 総合計画条例第2条第2号に規定する基本計画の策定又は変更に関する事。
- (3) 前2号に定めるもののほか、総合計画条例第1条に規定する総合計画に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の推薦する者
- (3) 行政委員会の委員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の規定による最終の答申書を市長に提出する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長は、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長戦略部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月29日条例第2号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日条例第42号）抄
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月25日条例第36号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。